

# 令和4年度 第1回 荒川区清掃審議会

## 次 第

- 1 日 時 令和4年6月23日（木）  
午後1時から3時まで（予定）
  
- 2 会 場 区役所 5階 大会議室
  
- 3 次 第
  - （1）新委員の紹介
  - （2）議事
    - ・課題検討
    - ・数値目標の検討
    - ・主要事業の検討
    - ・計画骨子案の審議
  
- 4 配付資料
  - （1）荒川区清掃審議会委員名簿
  - （2）【資料1】令和4年度第1回荒川区清掃審議会 説明資料
  - （3）【資料2】「課題の検討」一覧表
  - （4）【資料3】数値目標の検討
  - （5）【資料4】荒川区一般廃棄物処理基本計画骨子案
  - （6）今後の予定

# 荒川区清掃審議会 名簿

令和4年6月23日

## 【学識経験者】

氏名	現在の職業又は役職	備考
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	
小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科教授	

## 【区議会議員】

氏名	現在の職業又は役職	備考
志村 博司	荒川区議会議員	
明戸 真弓美	荒川区議会議員	
松田 智子	荒川区議会議員	
北村 綾子	荒川区議会議員	
小坂 英二	荒川区議会議員	

## 【区民・事業者】

氏名	現在の職業又は役職	備考
戸 叶 修	荒川区環境清掃推進連絡会副会長 南千住西部町会連合会会長	
大久保 信隆	荒川区リサイクル事業協同組合理事長	
小嶋 慎吾	東京青年会議所荒川区委員会委員	
湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部副会長	
横山 しげ子	荒川区女性団体の会副会長	
和田 美奈子		

## 【区職員】

氏名	現在の職業又は役職	備考
佐藤 安夫	副区長	

【資料1】

令和4年度 第1回荒川区清掃審議会 説明資料

# 令和4年度 第1回 荒川区清掃審議会



令和4年6月23日

荒川区環境清掃部

# 議事内容

- (1) 課題検討
- (2) 数値目標の検討
- (3) 主要事業の検討
- (4) 計画骨子案の審議



捨てるなんて、もったいない

**ARAKAWA**  
Mottainai Daisakusen  
荒川もったいない大作戦

家庭の“もったいない”を見直しませんか？

日本では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品が約600万トンもあります。  
人口1人当たりで換算すると1日にざり1個以上。  
日本全体で、なんと1億個以上のおにぎりが捨てられていることとなります。  
自分の身近なところから、もったいない「食品ロス」問題を考えてみましょう。

食品ロスについて考えてみましょう



# 1) 課題検討

## 排出抑制の促進

### 課題

- 家庭系可燃ごみの中では生ごみの割合が最も高い。また食品ロスについては4.5%含まれていた。(生ごみの中では9.2%)
- 世帯人数が少なくなるほど排出原単位は多くなっている。(1人世帯793.2g 5人世帯376.6g)
- 住居形態別では、集合住宅での排出原単位が最も多くなっている。(戸建531.8g 集合558g 店舗併用516.8g)

### 新計画への展開案

- 家庭系可燃ごみの中では生ごみの割合が最も高い。また食品ロスについては4.5%含まれていた。(生ごみの中では9.2%) → 具体的・効果的な啓発活動の実施の必要性 (食ロス対策との連携)
- 世帯人数が少なくなるほど排出原単位は多くなっている。(1人世帯793.2g 5人世帯376.6g) → 排出ルールの多言語化や、ライフスタイルにあった効果的な啓発活動実施の必要性
- 住居形態別では、集合住宅での排出原単位が最も多くなっている。(戸建531.8g 集合558g 店舗併用516.8g) → 事業者への啓発の必要性
- 過剰包装をなくすべきである。 → プラ新法において事業者が求められていることについて周知  
• 消費者側への意識啓発の必要性 (マイバック持参等)

## 課題

- ドギーバッグ等食べ残しを持ち帰りしやすい環境整備が食品ロス削減のきっかけの一つであると考え



- 事業者へ実施に係る情報提供
- ごみの排出削減の観点もあわせた検討の必要性  
(マイ容器の持参等)

- 生産者や事業者がごみを出さないような仕組み作りが大切である。



- 啓発や指導の必要性
- 手数料の改定時などを契機として活用

- 食品ロスに関する普及啓発を、家庭系・事業系ごみ両方で図る必要がある。



- 環境学習メニューへの追加
- 子どもへの啓発活動を実施する必要性

## 新計画への展開案

# リサイクルの推進

## 課題

- 家庭系可燃ごみの中に資源化できるもの（紙類、繊維類、小型家電等）がまだ多く含まれている。
- 温室効果ガスの排出抑制のため、プラスチック資源化を推進する必要がある。
- プラスチック回収の実施に当たっては収集運搬を含めたコストも考慮に入れる必要がある。
- 常設のリサイクルポストが街なかであり、いつでも誰でも出すことのできる環境整備ができないか。

## 新計画への展開案



- 具体的・効果的な啓発活動の実施の必要性



- プラスチック回収事業の区内全域実施
- 実証実験を通じた費用対効果の検証



- 設置場所や回収の課題の検討を進める必要性

## 課題

- アップサイクルにおける問題の1つはコストであるが、子どもたちに向けたアップサイクルの意識啓発が効果的であると思う。



## 新計画への展開案

- 環境学習メニューへの追加
- 子どもへの啓発活動を実施する必要性

- リサイクル率向上のため、近年資源回収を開始した古布や有色トレイの回収量増加に向け、認知度向上を図る必要がある。



- 具体的・効果的な啓発活動の実施の必要性



## 参画と共同体制の推進

### 課題

- 清掃事業に尽力してくれている区民に対する表彰があれば良いと思う。



### 新計画への展開案

- 区民に対する表彰の積極的周知の必要性  
(環境区民大賞等)

## 適正排出の推進

### 課題

- 外国人や集合住宅に住む方がごみ出しのルールを知らない場合がある。
- 増加傾向にある単身世帯や外国人等に対し、適正排出に関する指導助言を行うため、地域に応じた啓発活動を実施していく必要がある。



### 新計画への展開案

- 排出ルールの多言語化や、ライフスタイルにあった効果的な啓発活動実施の必要性

- 不法投棄等を抑止するため、ごみ集積所に防犯カメラや人感センサーの設置をすべきではないか。
- 決められた時間外に出された資源等の取り扱いについて町会の負担になっている。
- ごみを出す日をカレンダー形式にすると分かりやすいのではないか。
- 防災無線を利用して、正月前のごみ出しの案内ができないか。



- 適切なおみや資源の排出を促す効果的な啓発や指導方法についての検討・実施の必要性

## 課題

## 新計画への展開案

- 高齢者の方も資源回収のシステムに参加しやすいアプローチが必要である。



- 持続可能な区民サービスとして実施していく必要性
- サービス対象の要件整理等の検討を進める必要性

- リチウムイオン電池について、対策が必要である。



- 適正な排出に関する周知や啓発を行う必要性

- 首都直下型地震等の災害や、感染症の拡大等の緊急事態時における、ごみ収集の早期再開の体制を構築する必要がある。



- 有事において有効な体制確保の必要性
- 災害廃棄物処理基本方針の見直し

## その他

### 課題

- 環境学習を小学校4年生以外でも実施できればいいのではないか。
- 社会科見学の際、施設見学や工房体験に加え、食品ロスや資源の分別について学べるよう多様なメニューを用意することや新しい生活様式を踏まえたメニューなど環境学習の更なる充実を図る必要がある。



- 積極的な環境学習の実施の必要性
- 環境学習参加への周知の必要性

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、新しい生活様式にも対応した環境学習や普及啓発イベントを検討する必要がある。



- 効果的な啓発方法について検討の必要性

- ゼロカーボンシティの表明とごみ排出削減を計画において関連付けることが大切である。



- 荒川区地球温暖化対策実行計画との連携の必要性

## 課題

- 進捗状況を示す表のうち、「総排出量」の表現が分かりづらい。



- 分かりやすい表現の必要性

- ごみの排出量削減やリサイクルの推進等を進めるために、更なる取組が必要である。



- より効果的な啓発活動やリサイクル事業等を効果を検証しながら進めるなど、課題解決に向けた取組の必要性

- 家庭ごみの有料化についての検討が必要である。



- ごみの排出抑制や、ごみ減量に対する区民の当事者意識の喚起として有効な手段である有料化について、23区全体の連携や、区民との十分な意見交換の実施による検討の必要性

## 2) 数値目標の検討

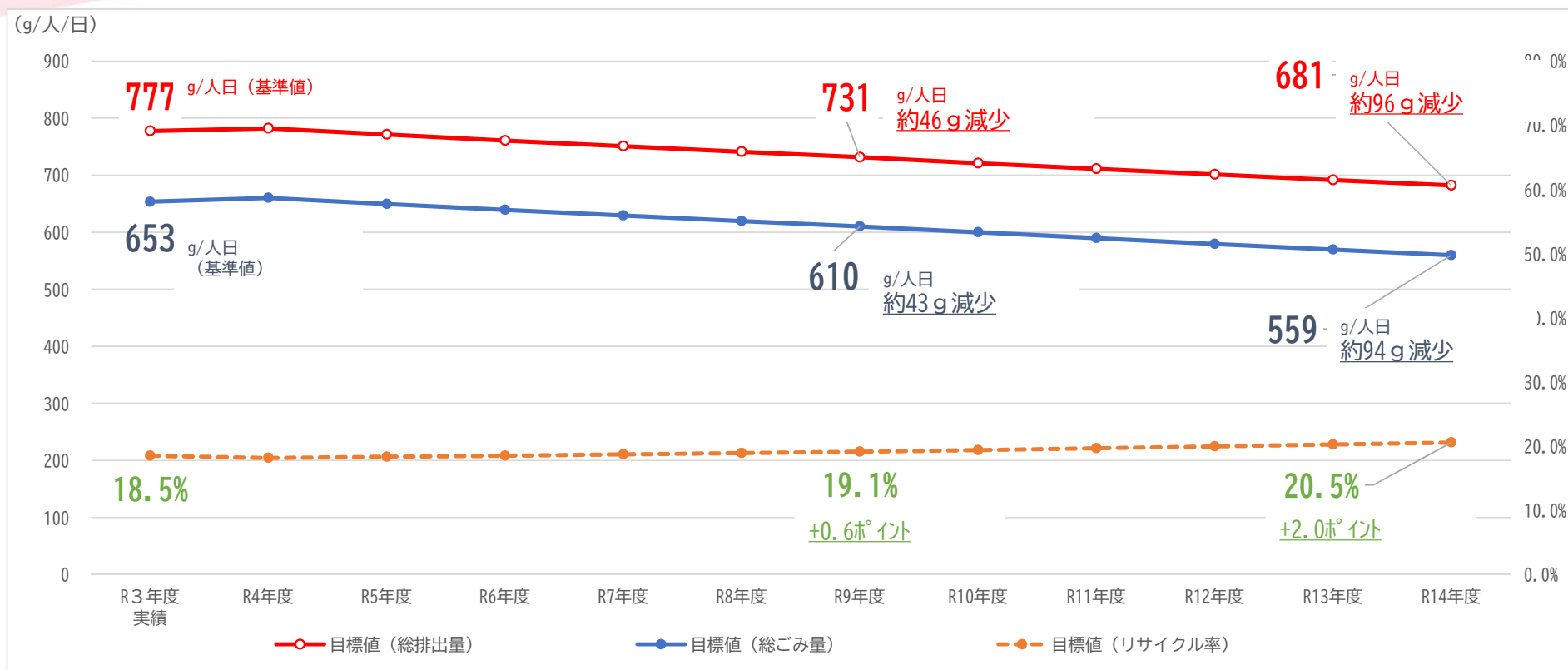
### 数値目標案 (標記 A案)

評価項目	単位	目標		
		令和3年度 (基準)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (最終目標)
総排出量	g / 人・日	777 g	731 g (▲46 g)	681 g (▲96 g)
総ごみ量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g / 人・日	653 g	610 g (▲43 g)	559 g (▲94 g)
参 考				
リサイクル率	%	18.5%	19.1% (+0.6ポイント)	20.5% (+2.0ポイント)
資源回収量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g / 人・日	144 g	139 g (▲5 g)	140 g (▲4 g)

## 数値目標案（標記 B案）

目標の指数	数値目標
<u>指標1</u>	96g減量（令和3年度比）
区民1人1日あたりの総排出量	777g/人日（R3実績） → 731g/人日（R9） → 681g/人日（R14）
<u>指標2</u>	94g減量（令和3年度比）
区民1人1日あたりの総ごみ量	653g/人日（R3実績） → 610g/人日（R9） → 559g/人日（R14）
<u>（参考）</u>	2.0%増（令和3年度比）
リサイクル率	18.5%（R3実績） → 19.1%（R9） → 20.5%（R14）

# 目標達成に向けた総排出量・総ごみ量の推移





# 目標達成に必要なこと

## 家庭系ごみの削減

① 食品ロスの削減

② プラスチックごみの削減

③ 紙類・繊維類の資源化

④ ①～③以外のごみの削減

## 事業系ごみの削減

① 資源となる紙類の資源化

② 資源となる紙類以外のごみの削減

# 3) 主要事業の検討

## 排出抑制の促進

新規事業	主要事業
○	リユース・リデュースの新たな推進事業
○	デジタル技術の活用
	食品ロス削減に向けた周知の徹底（家庭系）
	食品ロス削減に向けた周知の徹底（事業系）
	もったいないレシピ・ごみ減量アイデア募集
	生ごみ減量の普及啓発
	もったいない協力店の募集
	園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動

## リサイクルの推進

新規事業	主要事業
○	プラスチック回収の実施
○	デジタル技術の活用
○	プラ新法に係る普及・啓発（家庭系）
○	プラ新法に係る普及・啓発（事業系）
	不燃・粗大ごみからの資源回収の推進
	あらかわりサイクルセンターにおける環境教育・環境学習の充実
	区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入
	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実
	体験型学習等の推進

## 参画と協働体制の推進

新規事業	主要事業
○	デジタル技術の活用
	園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動
	あらかわりサイクルセンターにおける環境教育・環境学習の実施
	区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入
	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実
	体験型学習等の推進

## 適正排出の推進

新規事業	主要事業
○	プラスチック回収の実施
○	デジタル技術の活用
○	排出ルールの効果的な啓発活動の実施
○	取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出の啓発（リチウムイオン電池等）
	取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収等の実施
	災害廃棄物等処理計画の適宜改定
	ふれあい指導の実施

# 新たな計画の基本方針の設定 (計画骨子案の審議)

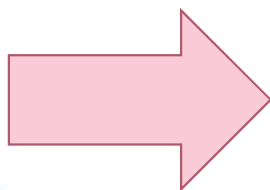
【現行計画】

参画と協働  
体制の推進

排出抑制  
の促進

リサイクル  
の推進

適正排出  
の推進



【新たな計画】

リデュース・  
リユースの推進

質の高い  
リサイクル

適正な  
ごみ処理

# “コラム”イメージ (計画骨子案の審議)

## コラム

### SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。平成27年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いのもと、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、令和12年を期限とする17のゴール(意欲目標)、169のターゲット(達成目標)と232のインディケイター(指標)の3層構造で構成されています。

先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。荒川区においても、区民・事業者・行政を含め、SDGsの達成に向けて取り組むことが望まれます。

廃棄物分野はSDGsに大きく関わっていますが、特に深く関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物の適正処理と排出者の意識の向上
- 拡大生産者責任制度(EPR)の確立
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 災害廃棄物対策

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を繁栄するための17の目標



## 課題の検討

排出抑制の促進			
課題		新計画への展開案	骨子案 関連ページ
排出源 単位調査 (R3調査)	家庭系可燃ごみの中では生ごみの割合が最も高い。また食品ロスについては4.5%含まれていた。(生ごみの中では9.2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的・効果的な啓発活動の実施の必要性(食ロス対策との連携)</li> </ul>	7,10, 12,13
排出源 単位調査 (R3調査)	世帯人数が少なくなるほど排出原単位は多くなっている。(1人世帯793.2g 5人世帯376.6g)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 排出ルールの多言語化やライフスタイルにあった効果的な啓発活動実施の必要性</li> </ul>	7,13
排出源 単位調査 (R3調査)	住居形態別では、集合住宅での排出原単位が最も多くなっている。(戸建531.8g 集合558g 店舗併用516.8g)		
清掃 審議会 (R4.3.15)	過剰包装をなくすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者への啓発の必要性</li> <li>• プラ新法において事業者が求められていることについて周知</li> <li>• 消費者側への意識啓発の必要性(マイバック持参等)</li> </ul>	7,11, 13
清掃 審議会 (R4.3.15)	ドギーバッグ等食べ残しを持ち帰りしやすい環境整備が食品ロス削減のきっかけの一つであると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者へ実施に係る情報提供</li> <li>• ごみの排出削減の観点もあわせた検討の必要性(マイ容器の持参等)</li> </ul>	7,13
清掃 審議会 (R4.3.15)	生産者や事業者がごみを出さないような仕組み作りが大切である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 啓発や指導の必要性</li> <li>• 手数料の改定時などを契機として活用</li> </ul>	7,11, 13
その他	食品ロスに関する普及啓発を、家庭系・事業系ごみ両方で図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境学習メニューへの追加</li> <li>• 子どもへの啓発活動を実施する必要性</li> </ul>	7,12, 13



リサイクルの推進			
課題		新計画への展開案	骨子案 関連ページ
排出源単位調査 (R3調査)	家庭系可燃ごみの中に資源化できるもの（紙類、繊維類、小型家電等）がまだ多く含まれている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的・効果的な啓発活動の実施の必要性</li> </ul>	8,11, 13
その他	温室効果ガスの排出抑制のため、プラスチック資源化を推進する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチック回収事業の区内全域実施</li> <li>・ 実証実験を通じた費用対効果の検証</li> </ul>	8,13
清掃審議会 (R4.3.15)	プラスチック回収の実施に当たっては収集運搬を含めたコストも考慮に入れる必要がある。		
清掃審議会 (R4.3.15)	常設のリサイクルポストが街なかであり、いつでも誰でも出すことのできる環境整備ができないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所や回収の課題の検討を進める必要性</li> </ul>	
清掃審議会 (R4.3.15)	アップサイクルにおける問題の1つはコストであるが、子どもたちに向けたアップサイクルの意識啓発が効果的であると思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習メニューへの追加</li> <li>・ 子どもへの啓発活動を実施する必要性</li> </ul>	8,13
その他	リサイクル率向上のため、近年資源回収を開始した古布や有色トレイの回収量増加に向け、認知度向上を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的・効果的な啓発活動の実施の必要性</li> </ul>	8
参画と協働体制の推進			
課題		新計画への展開案	骨子案 関連ページ
清掃審議会 (R4.3.15)	清掃事業に尽力してくれている区民に対する表彰があれば良いと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民に対する表彰の積極的周知の必要性（環境区民大賞等）</li> </ul>	7

適正排出の推進			
課題		新計画への展開案	骨子案 関連ページ
清掃 審議会 (R4.3.15)	外国人や集合住宅に住む方がごみ出しの ルールを知らない場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出ルールの多言語化やライフスタイル にあった効果的な啓発活動実施の必要性</li> </ul>	7,13
その他	増加傾向にある単身世帯や外国人等に対 し、適正排出に関する指導助言を行うた め、地域に応じた啓発活動を実施していく 必要がある。		
清掃 審議会 (R4.3.15)	不法投棄等を抑止するため、ごみ集積所に 防犯カメラや人感センサーの設置をすべき ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切にごみや資源の排出を促す効果的な 啓発や指導方法についての検討・実施の 必要性</li> </ul>	7,13
清掃 審議会 (R4.3.15)	決められた時間外に出された資源等の取り 扱いについて町会の負担になっている。		
清掃 審議会 (R4.3.15)	ごみを出す日をカレンダー形式にすると分 かりやすいのではないか。		
清掃 審議会 (R4.3.15)	防災無線を利用して、正月前のごみ出しの 案内ができないか。		
清掃 審議会 (R4.3.15)	高齢者の方も資源回収のシステムに参加し やすいアプローチが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な区民サービスとして実施してい く必要性</li> <li>サービス対象の要件整理等の検討を進める 必要性</li> </ul>	8
清掃 審議会 (R4.3.15)	リチウムイオン電池について、対策が必要 である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な排出に関する周知や啓発を行う 必要性</li> </ul>	8
その他	首都直下型地震等の災害や、感染症の拡大 等の緊急事態時における、ごみの適正処理 体制の構築が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事において有効な体制確保の必要性</li> <li>災害廃棄物処理基本方針の見直し</li> </ul>	8,13

その他			
課題		新計画への展開案	骨子案 関連ページ
清掃 審議会 (R4.3.15)	環境学習を小学校4年生以外でも実施できればいいのではないか。		
その他	社会科見学の際、施設見学や工房体験に加え、食品ロスや資源の分別について学べるよう多様なメニューを用意することや新しい生活様式を踏まえたメニューなど環境学習の更なる充実を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な環境学習の実施の必要性</li> <li>環境学習参加への周知の必要性</li> </ul>	13
その他	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、新しい生活様式にも対応した環境学習や普及啓発イベントを検討する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な啓発方法について検討の必要性</li> </ul>	13
清掃 審議会 (R4.3.15)	ゼロカーボンシティの表明とごみ排出削減を計画において関連付けることが大切である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区地球温暖化対策実行計画との連携の必要性</li> </ul>	14
清掃 審議会 (R4.3.15)	進捗状況を示す表のうち、「総排出量」の表現が分かりづらい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かりやすい表現の必要性</li> </ul>	12
その他	ごみの排出量削減やリサイクルの推進等を進めるために、更なる取組が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>より効果的な啓発活動やリサイクル事業等を効果を検証しながら進めるなど課題解決に向けた取組の必要性</li> </ul>	13
その他	家庭ごみの有料化についての検討が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの排出抑制や、ごみ減量に対する区民の当事者意識の喚起として有効な手段である有料化について、23区全体の連携や、区民との十分な意見交換の実施による検討の必要性</li> </ul>	

# 数値目標の検討

## ① 現計画の数値目標と実績

評価項目	単位	実績		前計画目標値	達成率
		平成22年度 (基準)	令和3年度 (平成22年度 比)		
総排出量	g / 人・日	960 g	777 g (▲183 g)	800 g	114%
総ごみ量	g / 人・日	800 g	653 g (▲147 g)	600 g	74%
リサイクル率	%	16.4%	18.5% (+2.1%)	25%	74%
(参考) 資源回収量	g / 人・日	160 g	144 g (▲16 g)	200 g	72%

## ②現計画の数値目標の考え方

### 総排出量

過去10年間で達成した削減実績と同等以上の割合での削減（16.7%減）を目標として設定

【実績】 平成12年:1,140 g →平成22年:960 g ▲15.8%

### 総ごみ量

「生ごみ」、容器包装などの発生抑制を推進し25%減を目標として設定

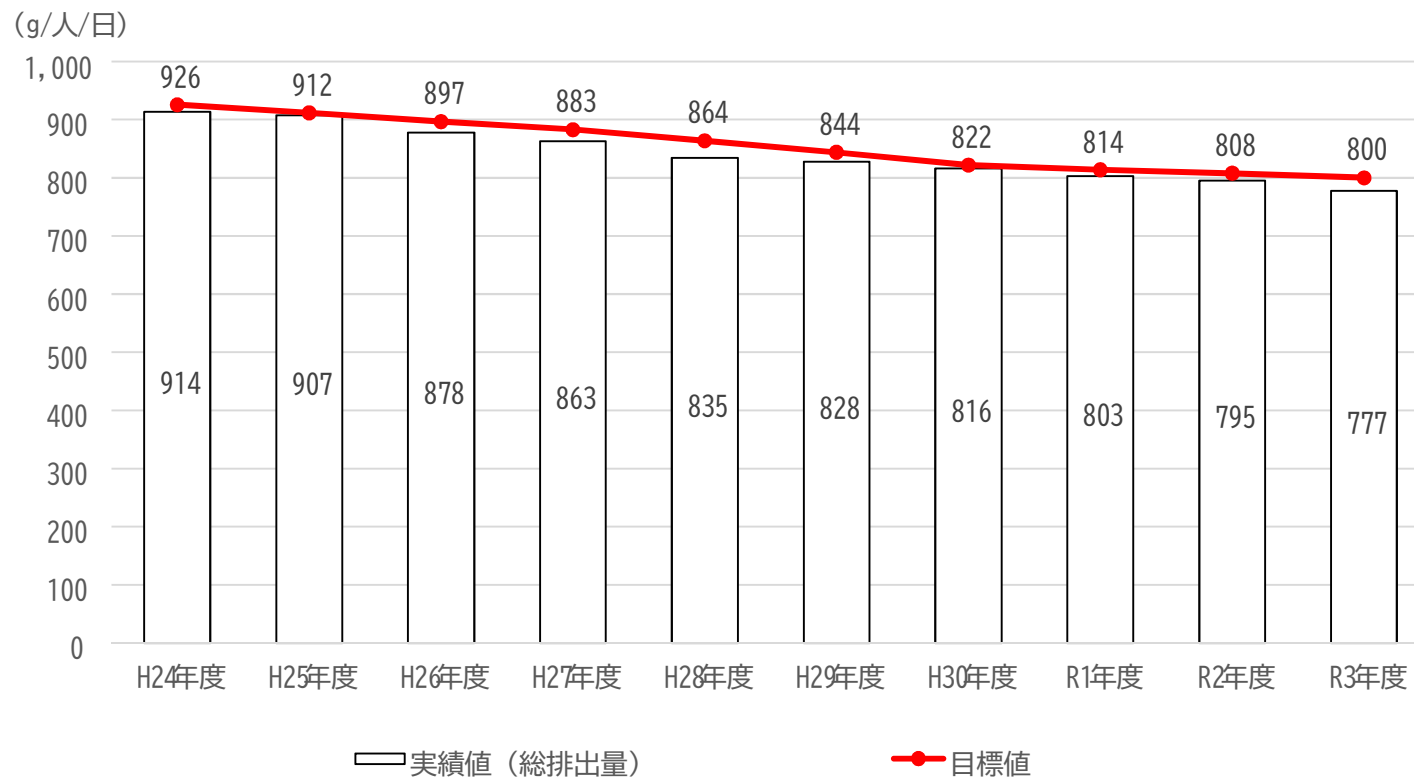
【実績】 平成12年:960 g →平成22年:800 g ▲16.7%

### リサイクル率

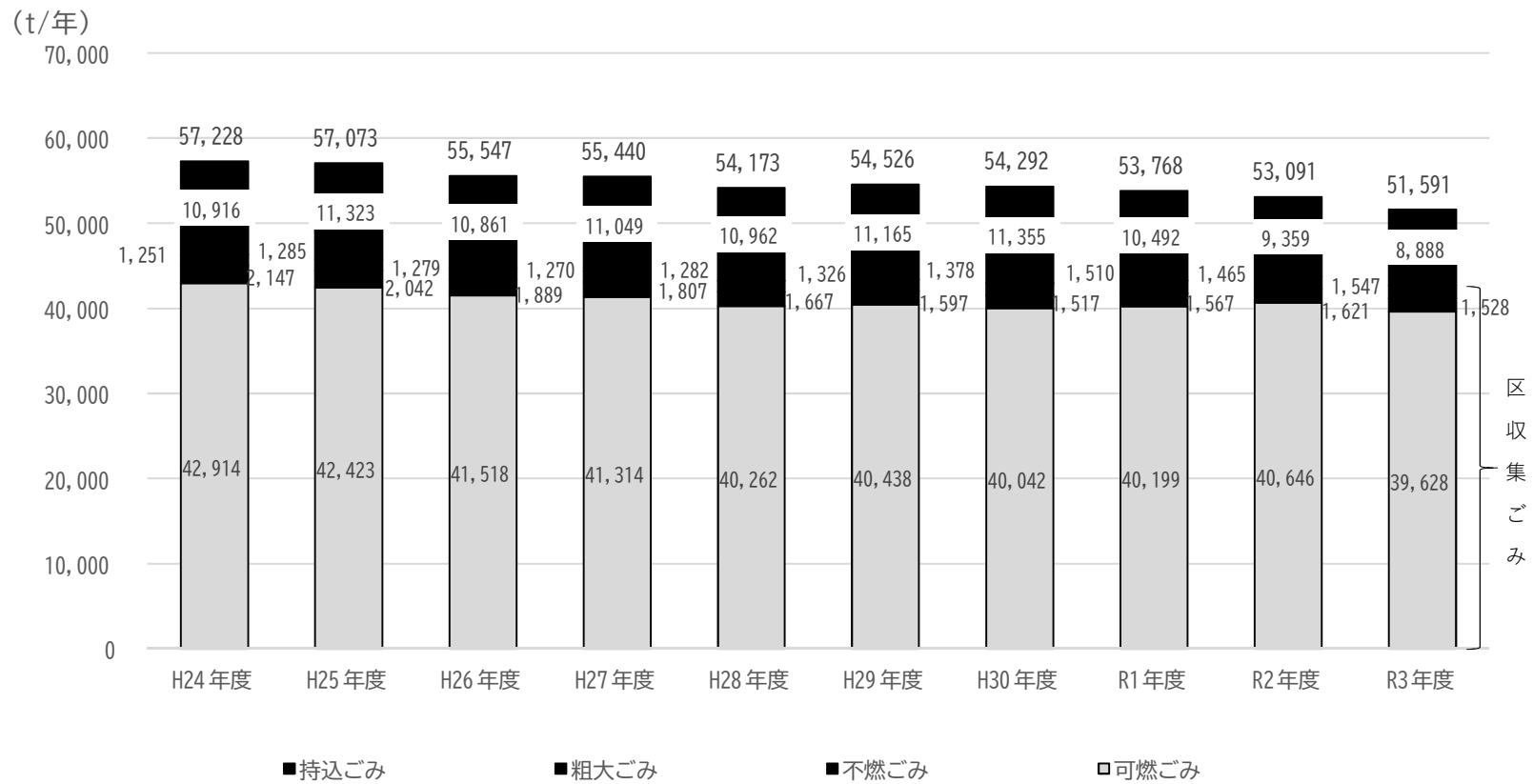
集団回収による「紙類」、「びん・缶」などの分別を徹底し、25%を目標として設定

【実績】 平成12年:16.1% →平成22年:16.4% +0.3%

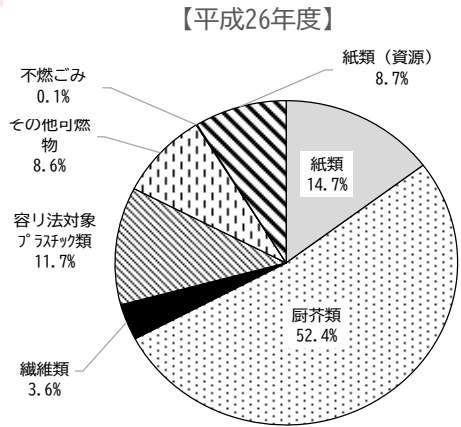
### ③現状分析：総排出量の推移



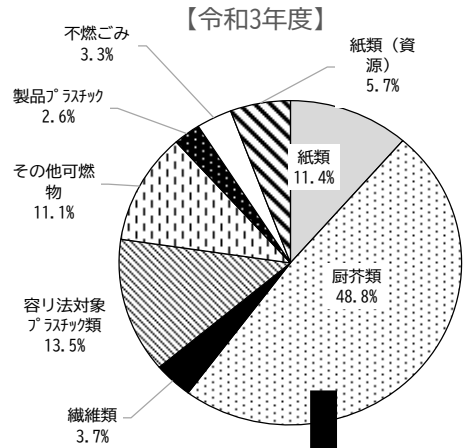
### ③現状分析：総ごみ量の推移



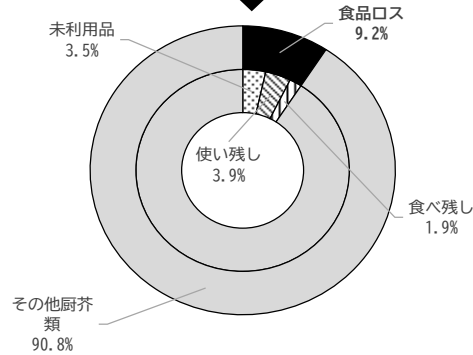
### ③現状分析：ごみの排出状況



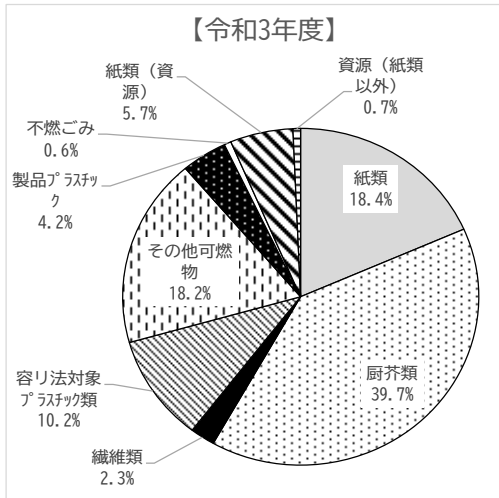
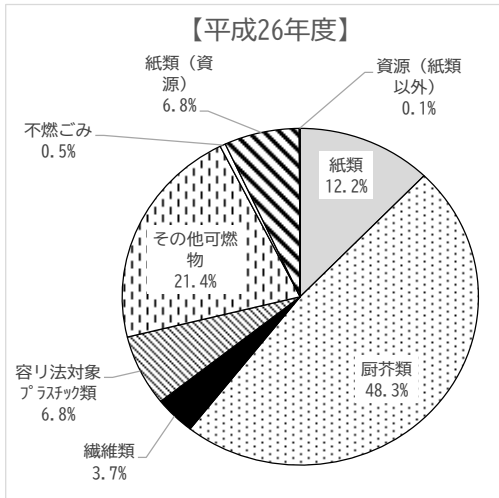
家庭系可燃ごみ



厨芥類の内訳



事業系可燃ごみ



### 厨芥類 (生ごみ)

家庭系で48.8%、 事業系で39.7%



## ④更なる推進のために

### 家庭系ごみの削減

#### 食品ロスの削減

令和14年度に**20%**削減

#### プラスチックごみの削減

令和14年度に**25%**削減

#### 紙類・繊維類の資源化

令和14年度に**20%**を資源化

### 事業系ごみの削減

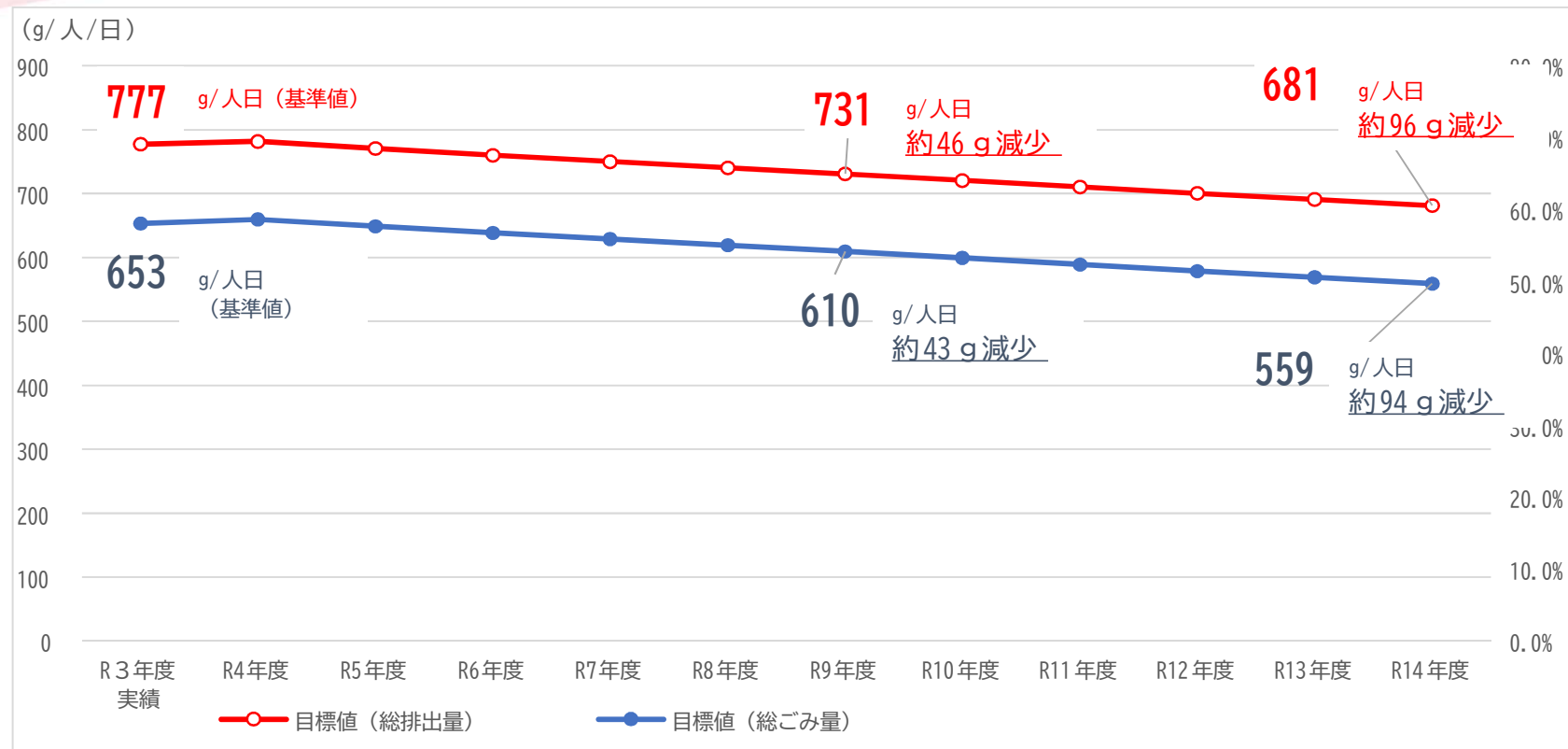
#### 紙類の資源化

令和14年度に**20%**を資源化

## ⑤ 新たな数値目標 案

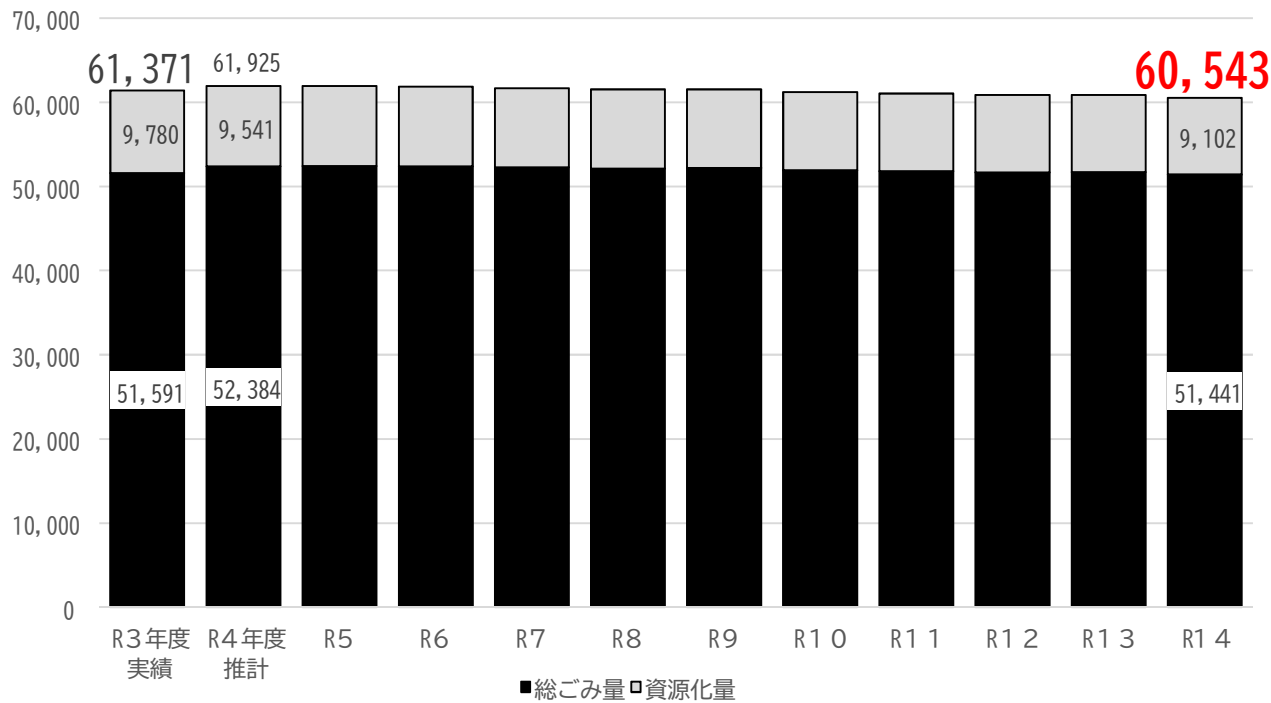
評価項目	単位	目標		
		令和3年度 (基準)	令和9年度 (中間目標)	令和14年度 (最終目標)
総排出量	g / 人・日	777 g	731 g (▲46 g)	681 g (▲96 g)
総ごみ量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g / 人・日	653 g	610 g (▲43 g)	559 g (▲94 g)
参 考				
リサイクル率	%	18.5 g	19.1% (+0.6ポイント)	20.5% (+2.0ポイント)
資源回収量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g / 人・日	144 g	139 g (▲5 g)	140 g (▲4 g)

## 目標達成に向けた総排出量・総ごみ量の推移



## 【参考】 現状の施策で推移した場合の 排出量推計

(t/年) 【各年度における排出量】



【区民 1 人 1 日あたりの排出量】

評価項目	R3 (実績)	R14 (推計)	R3比
総排出量	777 g	752 g	25 g (▲3%)
総ごみ量	653 g	639 g	14 g (2%)
リサイクル率	18.5%	17.4%	▲1.1%
(参考) 資源回収量	144 g	131 g	▲13 g

(案)

# 荒川区一般廃棄物処理基本計画

(令和5年度～令和14年度)

## 骨子案

令和4年6月



## 目次

### 第1章 計画の概要

- 第1節 計画策定の背景
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画の期間

### 第2章 清掃・リサイクル事業の現状

- 第1節 人口及び世帯の状況
- 第2節 事業所数の推移
- 第3節 ごみ量・総ごみ量の推移
- 第4節 前計画の実施結果

### 第3章 計画の基本理念及び基本方針

- 第1節 基本理念
- 第2節 基本方針

### 第4章 計画目標

- 第1節 推計
- 第2節 計画目標

### 第5章 食品ロス削減推進計画

- 第1節 基本事項
- 第2節 方針・目標
- 第3節 食品ロス削減のための取組

### 第6章 目標達成に向けた施策

### 第7章 計画の推進に向けて

- 第1節 推進体制
- 第2節 計画の進捗管理

### 第8章 生活排水処理基本計画

- 第1節 基本方針
- 第2節 基本計画

### 資料編

# 第1章. 計画の概要

## 第1節. 計画策定の背景

荒川区（以下「区」という。）では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生や環境負荷の増大等に伴って生じた環境問題への反省から、「最適生産・最適消費・最小廃棄」社会に向けて、「環境区民」（「区民・事業者・区」の総称）が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

国においては、平成30年4月に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取り入れ、「経済」、「国土」等分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されており、それらを踏まえ、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの中長期的な方向性が示されています。

あわせて、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック汚染について、今後の日本のビジョンを示すために、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための基本方針が示されています。

区では、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を平成29年3月に中間の見直し（以下平成29年改定の計画を「前計画」という。）を行い、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を基本理念とし、「排出抑制の促進」、「リサイクルの推進」、「参画と協働体制の推進」、「適正排出の推進」の4つの基本方針を定め、重点的な取組として、食品ロス削減事業（荒川もったいない大作戦）の展開、平成28年10月にオープンした「あらかわりサイクルセンター」での不燃ごみ・金属系粗大ごみの資源化の開始、社会科見学の受入れや「リコメンドリダー」の養成等、循環型社会の構築に向けた取組を推進してきました。また、令和2年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下でも処理体制維持のため、様々な感染対策を講じ、清掃事業を継続させてきました。

このような状況の下、前計画で設定した数値目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、より質の高い循環型社会の構築に向けて一般廃棄物処理基本計画を新たに策定するものです。

## 第2節. 計画の位置付け

「荒川区一般廃棄物処理基本計画」は、区の長期計画の一つで、荒川区の将来像を示した「荒川区基本構想」（平成19年3月）、「荒川区基本計画」（平成29年3月）「荒川区環境基本計画」（平成30年3月）を上位計画として基本的施策を定めた計画です。また、法令や国、東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合の諸計画との整合性を図りながら、長期的視点に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

なお、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定めるものであり、食品ロス削減推進法に定める「食品ロス削減推進計画」を包含し策定するものです。

## 第3節. 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、10年後の令和14年度を最終目標年度としています。令和9年度を本計画の中間目標とし、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて、計画の見直しを行います。



## 第2章. 清掃・リサイクル事業の現状

### 第1節. 人口及び世帯の状況

区の人口は、令和2年度までは増加傾向で推移してきましたが、令和3年度は減少に転じています。一方、1世帯当たり人口に関しては、年々減少傾向になっています。また単身世帯が年々増加傾向にあり、令和2年には全世帯の約5割を占める状況となっています。65歳以上の高齢単身世帯数も年々増加傾向にあり、全世帯の約13.7%を占める状況となっています。

また、外国人人口については、年々増加傾向にありましたが、令和元年度をピークに新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、近年は減少傾向になっています。

住宅形態は、年々集合住宅が増加しており、令和2年度は8万世帯を超えています。

### 第2節. 事業所数の推移

区では、事業所数の70%以上を小売業・サービス業等の第3次産業が占めています。また、事業所数全体では年々減少傾向にあります。従業者規模別の事業所数は小規模事業所の割合が高く、従業者10人未満の事業所が81.5%と8割以上（平成28年）を占めています。

### 第3節. ごみ量・資源回収量の推移

#### 1. 総排出量・総ごみ量の推移

区民1人1日当たりの総排出量（総ごみ量+資源回収量）は毎年度前計画の目標値を達成しており、平成24年度から令和3年度の間は137g（14.9%）減少しています。

総ごみ量全体については、年々減少傾向にあり、令和3年度には51,591tと平成24年度と比較して5,637t（9.9%）減少しています。また、区民1人1日当たりの総ごみ量についても減少傾向で推移しており、令和3年度には653gと平成24年度と比較して108g（14.2%）減少しています。しかし新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年度以降事業系ごみは企業活動の自粛等により減少していますが、家庭系ごみは令和2年度に一時的に増加しました。

#### 2. 資源回収量及びリサイクル率の推移

区では、平成25年度から使用済み小型家電の拠点回収、平成27年度からは不燃ごみに含まれるスプレー缶のピックアップ回収を実施しており、新たに平成29年度からは不燃ごみ・粗大ごみの資源化を実施しています。資源回収量は、平成29年度までは減少傾向で推移してきましたが、不燃ごみ・粗大ごみの資源化等の取組みにより平成30年度以降は増加に転じ、資源回収率も平成30年度以降17%を超えてきています。

### 3. 清掃・リサイクル事業経費の推移

清掃・リサイクル事業に要する経費は、平成 25 年度から平成 28 年度まではリサイクルセンター建設による関連経費により一時的に大幅な増加をしました。その影響を除いても、清掃工場整備に係る分担、社会的状況による人件費の上昇、リサイクル回収品目の拡大などの理由により、緩やかな増加傾向で推移しています。

### 4. ごみの排出状況（組成）

家庭系可燃ごみの排出状況は、厨芥類（生ごみ）が 48.8%と約半数を占め、資源として回収できる繊維類が 3.7%、紙類が 5.7%含まれています。また、厨芥類（生ごみ）の中でも未利用品や食べ残し等といった「食品ロス」が 9.2%（厨芥類の中で）含まれています。平成 26 年度と比較すると、厨芥類や紙類の割合が減少しています。

家庭系不燃ごみの排出状況は、小型家電（25.3%）、金属類（24.1%）、ガラス・陶磁器（21.3%）の割合が高くなっています。平成 26 年度と比較すると、小型家電の割合が大きく増加しています。

1 人 1 日当たりの排出量を家庭の世帯人員別にみると、世帯人員が少なくなるほど排出原単位は多くなっており、1 人世帯では 793.2 g と 5 人以上の世帯の 376.6 g と比較して 416.6 g 多くなっています。また、住居形態別にみると、集合住宅での排出原単位が最も多くなっています。

事業系可燃ごみの排出状況は、厨芥類（生ごみ）が 39.7%を占め、資源として回収できる紙類が 5.7%含まれています。平成 26 年度と比較すると、厨芥類の割合が減少していますが、紙類の割合が増加しています。

## 第 4 節. 前計画の実施結果

### 1. 前計画の概要

前計画の「荒川区一般廃棄物処理基本計画中間見直し（平成 29 年度～令和 4 年度）」では、地域にさらに深く根差した 3R「発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）」活動を進めるために、環境区民がそれぞれの立場で協力し、持続可能なさらに質の高い循環型社会の構築を目指すため、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を基本理念として掲げていました。この基本理念を実現させるため、4つの基本方針を掲げ、施策や事業を展開しています。

### 2. 前計画の達成状況

**総排出量**に関しては、ごみ量の減少が毎年継続し、**目標を達成しています**。

**総ごみ量**に関しては、事業系ごみは減少しておりますが、家庭系ごみが増加しており、全体では**目標を達成していません**。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により片付けごみなどで家庭ごみが微増し、事業の縮小などで事業系ごみが減少しています。

資源回収量・リサイクル率に関しては、平成 30 年度から開始した不燃ごみの全量資源化により、資源の回収量が増加してきています。一方で、ペットボトルの軽量化等の製品の改良・進化に加え、近年の新型コロナウイルス感染症の影響による家庭ごみの微増などで、量・率ともに目標は達成していません。

### 3. 課題

区の現状と社会情勢を踏まえた清掃事業に関する課題を下記に記しています。

#### ・家庭ごみ

家庭ごみに関しては、年々減少傾向で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの拡大等により令和 2 年度は増加していますが、近年の区民のごみ減量意識の高まりから見ても感染症の影響が落ち着けば再び減少傾向に推移すると思われます。一方で、言葉の壁や文化の違い、自治体ごとに異なる分別方法などの理由により、分別方法を把握することが難しい外国人や転入者も再び増加に転じることが予測され、そのような方々への周知・啓発に一層取り組む必要があります。加えて、排出原単位等実態調査からみて排出原単位が多い集合住宅及び単身世帯も近年大幅に増加してきており、実態に即した施策の検討も必要です。

また地域の中で清掃活動などに尽力してくれている区民の取り組み等に引き続きスポットライトをあてる等により、区民全体の意識を向上させる事業を充実させていく必要があります。

#### ・食品ロス

排出原単位実態調査によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが 4.5%含まれています。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和 12 年度までに平成 12 年度の半減とする目標が設定されています。また、令和元年 10 月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。区においても、食品ロス削減を推進する施策を実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことに加え、飲食店へのマイ容器の持参や、ドギーバッグ導入支援等といった新たな事業展開の検討を進める必要があります。

#### ・事業系ごみ

事業系ごみに関しては、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛等の影響で近年は減少傾向でしたが、企業活動が活発化すれば増加することも考えられます。事業系ごみの中には資源として回収できる紙類がまだ多く含まれており、区内事業所は 10 人未満の小規模事業所が 8 割以上を占めていることから、区内小規模事業所への排出抑制・分別に向けた効果的な施策を検討していく必要があります。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に係る普及・啓発を行わなくてはなりません。

### ・家庭ごみのリサイクル

区の資源回収量は、集団回収・行政回収とも平成29年度までは減少傾向で推移していましたが、平成30年度に不燃ごみ・粗大ごみの資源化実施により大幅に増加に転じ、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しました。家庭ごみのリサイクルは、家庭の可燃ごみ・不燃ごみの組成調査結果をみても、紙類、繊維類、小型家電等資源化できるものがまだ多く含まれており、分別を更に促す施策が必要であり、あらかわりサイクルセンターを活用した区民の更なる意識向上が求められています。

またリチウムイオン電池等、取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出方法の啓発も必要となっています。

### ・プラスチックの対策

国では、資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められ、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和12年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することが盛り込まれています。区でも家庭系可燃ごみの中に製品プラスチックが一定数含まれており、現在実施しているモデル回収事業の結果を踏まえた廃プラスチックの資源化拡大への取組方法の検討を行う必要があります。

### ・高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、年々高齢者人口は増加しており、高齢者割合は20%を超え、高齢者の単身世帯も年々増加傾向で推移しています。高齢者の割合は今後も増加することが見込まれており、2045年には26%（『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計））となることが予測されています。そのようなことから、高齢者も含め自分でごみ・資源を排出することが困難な区民に対しての戸別訪問収集等の施策を充実する必要があります。

### ・緊急時の対応

今後発生が予測されている首都直下型地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症拡大といった様々な緊急事態時であっても、ごみを適正に処理する体制を構築する必要があります。

#### ・清掃事業の適正な運営

清掃・リサイクル事業に要する経費は、平成 29 年度以降増加傾向にあります。今後は費用対効果を考慮し、特に区が運営する収集運搬事業においては、A I 等のデジタル技術の活用を検討していく必要があります。

---

## 第3章. 計画の基本理念及び基本方針

---

### 第1節. 基本理念

前計画の基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を目指す区の基本的な考えは引き継ぎ、現在環境区民が実践している取り組みに加え、更なる先進的な取り組みや、個人が持つエコロジー意識の具現化、区民間での相互理解を深めるような行動変容を促すべく、環境区民一人ひとりが少し前進して持続可能な循環型社会の構築を目指せるような基本理念とする予定です。

また、平成 27 年の国連サミットにおいて、採決された、国際目標であるSDGsの視点からも、「食品ロス」は、食料の損失・廃棄の削減が目標に設定（ゴール 12「つくる責任・つかう責任」）され、また「プラスチック」についても、海洋汚染が世界全体の課題（ゴール 14「海の豊かさを守ろう」）となっていることから、この2つの分野を主要なターゲットとして具体的な目標を掲げ、さらなるごみ減量の取組を広げます。

### 第2節. 基本方針

現行計画は、基本理念「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を実現させるために、「排出抑制の促進」、「リサイクルの推進」、「参画と協働体制の推進」、「適正排出の推進」の4つの基本方針を掲げてきました。

今後、更に計画を推進させ、基本理念を実現させるためには、3Rの考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づいて、区民・事業者・行政が協働し、各々が当事者意識をもって、取り組んでいく必要があります。

このことを踏まえ、新たな計画におきましては、基本方針が、現行計画の4つの基本方針を踏襲しつつ、区民1人ひとりにとって分かりやすく親しみやすいものとなるよう、以下の3つの新たな基本方針を掲げる予定としています。

#### I. リデュース・リユースの推進

#### II. 質の高いリサイクル

#### III. 適正なごみ処理

---

## 第4章. 計画目標

---

### 第1節. 推計

#### 1. 人口推計

荒川区人口ビジョンによると、令和14年度まで人口は増加傾向で推移していくことが予測されています。

#### 2. 現状施策で推移した場合のごみ量推計

現状の施策を維持した場合のごみ量の推計は、以下の手法で実施しました。

家庭系ごみ、事業系ごみ、資源回収量の各原単位（1人1日当たりの排出量等）を過去10年間（平成24年度～令和3年度）の実績値から、「ごみ処理施設構造指針解説」（社）全国都市清掃会議）に基づきトレンド式により推計し、1で推計した人口をもとに、令和4年度から令和14年度のごみ量を推計しました。

現状施策を維持した場合でも、人口は増加傾向で推移していきますが、これまでの区民の取組が反映されることもあり、総排出量は減少傾向で推移していくことが予測されます。

### 第2節. 計画目標

#### 1. 目標

現状の施策のまま推移した場合、令和14年度の1人1日当たりの総排出量は752gとなり、令和3年度（777g）と比較して3.3%の減少になると推計されています。

本計画では、下記に記載するごみ減量・資源化に対する取り組みをさらに推進していきます。

##### （1）家庭系ごみの削減

###### ① 食品ロスの削減

現状可燃ごみに含まれている食品ロスは4.5%（令和3年度で推定22.6g/人・日）となっており、今後様々な取組みを実施することにより、令和3年度と比較し、中間年度の令和9年度には約10%（令和3年度比で推定2.7g減）、最終年度の令和14年度には約20%（令和3年度比で推定5.2g減）を削減します。

###### ② プラスチックごみの削減

現状可燃ごみに含まれているプラスチック類は16.1%（令和3年度で推定80.8g/人・日）となっており、今後様々な取組みを実施することにより、令和3年度と比較し、中間年度の令和9年度には約12.5%（令和3年度比で推定11.7g減）、最終年度の令和14年度には約25%（令和3年度比で推定22.5g減）を削減します。

### ③ 紙類・繊維類の資源化

現状可燃ごみに含まれている紙類・繊維類は9.4%（令和3年度で推定47.2g/人・日）となっており、今後様々な取組みを実施することにより、令和3年度と比較し、中間年度の令和9年度には約10%（令和3年度比で推定5.7g減）、最終年度の令和14年度には約20%（令和3年度比で推定10.9g減）を資源化します。

### ④ ①～③以外のごみの削減

現状可燃ごみに含まれている①～③以外のごみは令和3年度で推定351.3g/人・日となっており、今後様々な取組みを実施することにより、令和3年度と比較し、中間年度の令和9年度には約5%（令和3年度比で推定25.1g減）、最終年度の令和14年度には約10%（令和3年度比で推定47.2g減）を削減します。

## （2）事業系ごみの削減

### ① 資源となる紙類の資源化

現状可燃ごみに含まれている資源化できる紙類は5.7%（令和3年度で推定6.4g/人・日）となっており、今後様々な取組みを実施することにより、令和3年度と比較し、中間年度の令和9年度には約10%（令和3年度比で推定0.1g減）、最終年度の令和14年度には約20%（令和3年度比で推定0.9g減）を削減（資源化）します。

### ② 資源となる紙類以外のごみの削減

現状可燃ごみに含まれている資源化できる紙類以外のごみは令和3年度で推定106.1g/人・日となっており、今後様々な取組みを実施することにより、令和3年度と比較し、中間年度の令和9年度には約5%（令和3年度比で推定4.1g増に抑制）、最終年度の令和14年度には約10%（令和3年度比で推定4.3g減）を削減します。

## 2. 目標達成によるごみ量・資源回収量の推移

本計画では、「第2節.1.目標」で掲げた各取組を推進することで、下記の目標値を設定します。

区民1人1日あたりの総排出量を令和14年度までに令和3年度比（777g）で12.3%削減し681gとすることを目標とします。

表 数値目標（案）

評価項目	単位	実績		
		令和3年度 （基準）	令和9年度 （中間目標）	令和14年度 （最終目標）
総排出量	g/人・日	777g	731g （▲46g）	681g （▲96g）
総ごみ量 （不燃・粗大ごみの資源化量を含む）	g/人・日	653g	610g （▲43g）	559g （▲94g）

## 第5章. 食品ロス削減推進計画

### 第1節. 基本事項

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が成立し、同年10月1日に施行されました。また、東京都においても、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組みを総合的かつ効果的に推進するため「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定しています。区でも、食品ロスの削減に向けた取組みは前計画において啓発活動やもったいないレシピのアイデア募集等を重点的な取り組みとして位置づけ、食べ物を大切にすることを展開してきました。区の食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「食品ロス削減推進計画」を策定します。

なお、「食品ロス削減推進計画」は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置づけます。

### 第2節. 方針・目標

I. リデュースを最優先とした取組

II. リユース・リサイクルの推進

### 第3節. 具体的な施策



---

## 第6章. 目標達成に向けた施策

---

### 基本方針1 リデュース・リユースの推進

#### 【主要事業（施策）】

- ・リデュース・リユースの新たな推進事業の展開
- ・デジタル技術の活用
- ・食品ロス削減に向けた周知の徹底（家庭系・事業系）
- ・もったいないレシピ・ごみ減量アイデア募集
- ・生ごみ減量の普及啓発
- ・もったいない協力店の募集
- ・園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動

### 基本方針2 質の高いリサイクル

#### 【主要事業（施策）】

- ・プラスチック回収の実施
- ・デジタル技術の活用【再掲】
- ・プラ新法に係る普及・啓発（家庭系・事業系）
- ・不燃・粗大ごみからの資源回収の推進
- ・あらかわりサイクルセンターにおける環境教育・環境学習の充実
- ・区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入
- ・小学生への環境教育・環境学習の更なる充実
- ・体験型学習等の推進

### 基本方針3 適正なごみ処理

#### 【主要事業（施策）】

- ・プラスチック回収の実施【再掲】
- ・デジタル技術の活用【再掲】
- ・排出ルールの効果的な啓発活動の実施
- ・取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出の啓発（リチウムイオン電池等）
- ・取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収等の実施
- ・災害廃棄物等処理計画の適宜改定
- ・ふれあい指導の実施

---

## 第7章. 計画の推進に向けて

---

### 第1節. 推進体制

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区の協働により推進し、目標の達成を目指します。

#### (1) 環境区民（「区民・事業者・区」の総称）の役割

##### ①区民の役割

- ・ごみや資源の排出のルール・マナーの遵守
- ・ごみの排出抑制や再利用（リデュース・リユース）の意識
- ・荒川区の地域特性であるボランティア精神を活かした「集団回収」の実施

##### ②事業者の役割

- ・排出事業者責任に基づく適正処理
- ・ごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進

##### ③区の役割

- ・地域との連携
- ・ごみ減量やリサイクル推進に関する啓発活動
- ・あらかわりサイクルセンターの活用
- ・荒川区リサイクル事業協同組合との協働
- ・他の計画（荒川区地球温暖化対策実行計画等）を意識した事業展開
- ・国などに対しての制度改善等に関する働きかけ

#### (2) 荒川区清掃審議会

### 第2節. 進行管理

PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善見直し）を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

---

## 第8章. 生活排水処理基本計画

---

荒川区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿や、し尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行います。

---

## 資料編

---

## 今後の予定

令和4年度		
回	開催日 (予定)	議事内容
1	6月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・課題検討</li><li>・数値目標の検討</li><li>・要事業の検討</li><li>・計画骨子案の審議</li></ul>
2	8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について (素案)</li></ul>
3	10月	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について (答申案)</li></ul>
4	令和5年 1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について (答申)</li></ul>

### 【 参 考 】

令和2年度	
令和3年 3月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画期間の延長について</li><li>・荒川区災害廃棄物等処理方針の改定について</li></ul>

令和3年度	
令和4年 3月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・新委員の紹介</li><li>・諮問（荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定について）</li><li>・ごみ排出原単位等実態調査の結果について</li><li>・基本理念の実現及び目標の達成に向けた施策分析について</li><li>・プラスチック回収事業について</li></ul>